

特別養護老人ホーム一重の里 利用料金表

短期入所生活介護(ユニット型個室)

令和元年11月～

【利用料金表】利用者負担割合1割の場合

介護度	1日あたりの利用料 (参考)		自己負担額	併設型ユニット 型短期入所生 活介護費(I)	サービス提供 体制強化 I	夜勤職員配置 加算	機能訓練体制 加算	合計単位数
要介護1	840円	食費 1,392円 居住費 2,740円	4,972円	684単位	18単位	18単位	12単位	732単位
要介護2	917円		5,049円	751単位				799単位
要介護3	1,000円		5,132円	824単位				872単位
要介護4	1,078円		5,210円	892単位				940単位
要介護5	1,155円		5,287円	959単位				1007単位
※1 自己負担額＝介護給付費の合計額(介護職員処遇改善加算を含む)－保険給付額＋食費・居住費			1単位の単価	介護給付費の合計	保険給付額	自己負担額	食費・居住費	合計金額
注:介護職員処遇改善加算(8.3%)・介護職員等特別処遇改善加算(2.7%)とは、介護職員の賃金の改善に要する費用を加算として算定するものです。			10.33円	8,398円	7,558円	840円	食費/1日 1,392円 居住費/1日 2,740円	4,972円
加算額＝1か月の総単位数(介護福祉施設サービス費＋各種加算)にをそれぞれ乗じた単位(小数点四捨五入)				9,162円	8,245円	917円		5,049円
				9,999円	8,999円	1,000円		5,132円
				10,774円	9,696円	1,078円		5,210円
				11,548円	10,393円	1,155円		5,287円

その他算定することができる費用(1日当たり)		単価	介護給付費	保険給付額	自己負担額
短期入所生活介護送迎加算	184単位	10.33円	1,900円	1,710円	190円
その他算定することができる費用(1食当たり)		単価	介護給付費	保険給付額	自己負担額
短期入所生活療養食加算	8単位	10.33円	82円	73円	9円

【利用料金表】利用者負担割合2割の場合

介護度	1日あたりの利用料 (参考)		自己負担額	併設型ユニット 型短期入所生 活介護費(I)	サービス提供 体制強化 I	夜勤職員配置 加算	機能訓練体制 加算	合計単位数
要介護1	1,680円	食費 1,392円 居住費 2,740円	5,812円	684単位	18単位	18単位	12単位	732単位
要介護2	1,833円		5,965円	751単位				799単位
要介護3	2,000円		6,132円	824単位				872単位
要介護4	2,155円		6,287円	892単位				940単位
要介護5	2,310円		6,442円	959単位				1007単位
※1 自己負担額＝介護給付費の合計額(介護職員処遇改善加算を含む)－保険給付額＋食費・居住費			1単位の単価	介護給付費の合計	保険給付額	自己負担額	食費・居住費	合計金額
注:介護職員処遇改善加算(8.3%)・介護職員等特別処遇改善加算(2.7%)とは、介護職員の賃金の改善に要する費用を加算として算定するものです。			10.33円	8,398円	6,718円	1,680円	食費/1日 1,392円 居住費/1日 2,740円	5,812円
加算額＝1か月の総単位数(介護福祉施設サービス費＋各種加算)にをそれぞれ乗じた単位(小数点四捨五入)				9,162円	7,329円	1,833円		5,965円
				9,999円	7,999円	2,000円		6,132円
				10,774円	8,619円	2,155円		6,287円
				11,548円	9,238円	2,310円		6,442円

その他算定することができる費用(1日当たり)		単価	介護給付費	保険給付額	自己負担額
短期入所生活介護送迎加算	184単位	10.33円	1,900円	1,520円	380円
その他算定することができる費用(1食当たり)		単価	介護給付費	保険給付額	自己負担額
短期入所生活療養食加算	8単位	10.33円	82円	65円	17円

※1日あたりの利用料(自己負担額)は参考数値です。実際の利用料金は、利用日数の合計単位数に1単位あたりの単価を乗じた後に算出しますので、1円単位の端数を処理する関係上誤差が生じます。

※居住費・食費については、介護保険負担限度額認定証の提示により、第1段階～第3段階の各負担限度額までのご負担となります。

※その他の加算が追加される場合がございます。

介護保険負担限度額認定証（食費・居住費の軽減）について

（認定をうけるためには、お住まいの区の区役所に申請が必要です）

平成27年8月より

負担限度額の判定基準について、市町村民税の課税状況のほか以下2項目の要件が追加されます。

- ① 被保険者本人と世帯が分かれている配偶者の所得も判定の対象となります。
- ② 預貯金等が一定額(単身の場合1,000万円、夫婦の場合2,000万円)以下の場合に対象となります。

平成28年8月より

①対象者の要件に非課税年金【遺族年金・障害年金】の収入も含めて判定されることになりました。

【利用者負担段階別一覧】

利用者負担段階	食事(日額) 負担限度額(円)	居住費(日額) 負担限度額(円)	
第1段階	300	820	・生活保護受給者 ・世帯全員が市区町村民税が課税されていない方で老齢福祉年金受給者
第2段階	390	820	・世帯全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額※1と課税・非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方
第3段階	650	1,310	・世帯全員が市区町村民税を課税されていない方で、上記第2段階以外の方
第4段階	1,392	2,740	・市町村民税課税世帯の方

※1 合計所得金額・・「事業」「給与」「課税年金」「株式の配当」などの収入金額からそれらの必要経費(給与の場合は給与所得控除額、公的年金の場合は公的年金等控除額等)を差し引いた金額と、土地建物等や株式の譲渡に係る分離課税所得の合計額。(「基礎控除」「配偶者控除」「扶養控除」「社会保険料控除」「医療費控除」などの所得控除をする前の金額。)

《施設利用に関する費用》

介護給付費の1割(自己負担額) + 食費 + 居住費 + その他加算費用 = 施設利用料

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	個人により異なります。				
第2段階	2,050円	2,127円	2,210円	2,288円	2,365円
第3段階	2,800円	2,877円	2,960円	3,038円	3,115円
第4段階	4,972円	5,049円	5,132円	5,210円	5,287円

※日常費(理美容代、医療費、薬代、お小遣いなど)は実費で必要になります。

※居住費とは、居室の室料と建物の維持管理費及び通常利用の場合の光熱費を含み、ご利用者にご負担いただく費用です。

平成27年8月より

一定の所得がある方は利用者負担が2割になります。

● 第1号被保険者(65歳以上の被保険者)で、一定の所得がある方が介護サービスを利用する際の利用者負担が2割に変わります

⇒ 要支援、要介護認定を受けた方全員に利用者負担の割合(1割または2割)が記載された「介護保険負担割合証」が発行されますので、事業所へ提出をお願い致します。

令和元年11月1日改定